



JASDAQ

平成 25 年 11 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社 **エイチワン**
代表者名 代表取締役社長 金 田 敦
(JASDAQ・コード 5989)
取締役管理本部長
問合せ先 伊 藤 宣 義
(TEL 048-643-0010)

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関するお知らせ

当社は、平成 25 年 11 月 25 日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

当社グループは車体フレーム骨格など自動車骨格部品を主力製品とした製造販売を主な内容として、グローバルに事業を展開しております。主力得意先である本田技研工業株式会社との継続的で緊密な事業上の関係を有しており、製品の製造においては企画、設計段階から顧客と共同で開発を行うことで、顧客及び社会から求められる高いレベルの性能と品質を有する製品を提供しております。

当社グループを取り巻く事業環境は、日本では景気回復に伴う個人消費の拡大に加え、新型車効果や消費税引上げを見込んだ駆け込み需要が想定されます。北米では、金融緩和政策は出口を目指すものの、これの個人消費への影響は限定的と想定され人口増加と相まって自動車販売は今後も拡大基調をたどるものと思われま。中国では、高位安定の経済成長のもと需要の裾野拡大により同国内での自動車生産は今後更に増加していくことが見込まれ、その他の新興国でも自動車需要は拡大していくものと想定しております。

このような中、完成車メーカーでは新興国でも多様なニーズに合わせたクルマ作りを志向し、開発や調達の現地化を強化していることに加え、新市場の開拓にも力を入れております。自動車部品業界では、このような完成車メーカーの新市場開拓への動きに連動して海外需要を取り込んでいくために、現地生産を加速させるとともに顧客ニーズを短期間で具現化し、ローカルサプライヤーとのコスト競争を乗り越えていくべく対応が必要になります。

かかる環境の中で、当社は平成 24 年 3 月期からスタートした第三次中期事業計画において「現場に根差した活動を通じ、品質・コスト・環境に優れた商品で世界 No.1 メーカーを目指す。」をスローガンとして日々の営業活動に取り組んでおり、その中でも事業基盤の強化として「新規、既存ビジネスの拡大」「ローカルに勝てるコスト競争力の構築（新興国）」「顧客に応じた拠点の最適配置」に重点を置き、更なる成長を図るべく事業展開を推し進めております。

今回の公募増資及び自己株式の処分による調達資金は、将来の更なる成長に向けた投資余力の拡大を企図しており、当社グループの長期的な成長に向けて、インドネシアにおける虹技株式会社及び PT. RODA PRIMA LANCAR と合弁で設立した新拠点への投融資と、主力得意先の増産へ対応することを企図して株式会社ジーテクトと合弁で設立したメキシコの新拠点への投融資を実施した際に借り入れた資金の返済、並びに今後の成長が期待される新興国市場であるインドにおける子会社の生産設備増強のための投融資などに充当する予定です。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,122,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、平成25年12月3日（火）から平成25年12月6日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 募集方法 一般募集とし、SMB C日興証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額を引受人の手取金とする。
- (6) 申込期間 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の2営業日後の日まで。
- (7) 払込期日 平成25年12月10日（火）から平成25年12月13日（金）までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とする。
- (8) 受渡期日 上記払込期日の翌営業日
- (9) 申込株数単位 100株
- (10) 申込証拠金 1株につき発行価格と同一の金額とする。
- (11) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他本公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 金田 敦に一任する。
- (12) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 1,358,000株
- (2) 払込金額 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。
- (3) 募集方法 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。
なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件として需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、処分価格（募集価格）は公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と同一とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (4) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）から払込金額（引受人より当社に払込まれる金額）を差し引いた額を引受人の手取金とする。
- (5) 申込期間 公募による新株式発行における申込期間と同一とする。
- (6) 払込期日 公募による新株式発行における払込期日と同一とする。
- (7) 受渡期日 公募による新株式発行における受渡期日と同一とする。
- (8) 申込株数単位 100株
- (9) 申込証拠金 1株につき処分価格と同一の金額とする。
- (10) 払込金額、処分価格（募集価格）、その他本公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 金田 敦に一任する。
- (11) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 520,000株
 なお、上記売出株式数は上限の株式数を示したもので、需要状況により減少する場合、又は本売出しが全く行われない場合がある。売出株式数は需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。
- (2) 売出人 SMBC日興証券株式会社
- (3) 売出価格 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格及び処分価格（募集価格）と同一とする。）
- (4) 売出方法 一般募集の需要状況を勘案し、引受人が当社株主（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式について追加的に売出しを行う。
- (5) 申込期間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受渡期日 一般募集における受渡期日と同一とする。
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 申込証拠金 一般募集における申込証拠金と同一とする。
- (9) 売出価格、その他本株式の売出しに必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 金田 敦に一任する。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

4. 第三者割当による新株式発行（本第三者割当増資）（後記【ご参考】1.をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 520,000株
- (2) 払込金額 一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割当先及び割当株式数 SMBC日興証券株式会社 520,000株
- (5) 申込期日 平成25年12月24日（火）
- (6) 払込期日 平成25年12月25日（水）
- (7) 申込株数単位 100株
- (8) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他本第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定は、代表取締役社長 金田 敦に一任する。
- (9) 上記(5)に記載の申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

【ご参考】

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

公募による新株式発行（一般募集）及び公募による自己株式の処分（一般募集）（以下併せて「一般募集」と総称する。）に伴い、その需要状況を勘案し、520,000株を上限として、一般募集の主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社は、SMBC日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数（以下「上限株式数」という。）を上限に、本第三者割当増資の割当を受ける権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、平成25年12月19日（木）を行使期限として付与します。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間終了日の翌日から平成25年12月19日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上限株式数の範囲内で株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた当社普通株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない場合、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

また、SMBC日興証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間中、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、当該安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、シンジケートカバー取引により買付けた株式数及び安定操作取引で買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当する場合における当該株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

的な発行数が減少する場合、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C日興証券株式会社が本第三者割当増資の割当に応じる場合には、SMB C日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C日興証券株式会社はグリーンシュエアオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

- ① 発行価格等決定日が平成 25 年 12 月 3 日 (火) の場合、「平成 25 年 12 月 6 日 (金) から平成 25 年 12 月 19 日 (木) までの間」
- ② 発行価格等決定日が平成 25 年 12 月 4 日 (水) の場合、「平成 25 年 12 月 7 日 (土) から平成 25 年 12 月 19 日 (木) までの間」
- ③ 発行価格等決定日が平成 25 年 12 月 5 日 (木) の場合、「平成 25 年 12 月 10 日 (火) から平成 25 年 12 月 19 日 (木) までの間」
- ④ 発行価格等決定日が平成 25 年 12 月 6 日 (金) の場合、「平成 25 年 12 月 11 日 (水) から平成 25 年 12 月 19 日 (木) までの間」

となります。

2. 今回の増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	25,750,830 株	(平成 25 年 10 月 31 日現在)
一般募集による増加株式数	2,122,000 株	
一般募集後の発行済株式総数	27,872,830 株	
本第三者割当増資による増加株式数	520,000 株	(注)
本第三者割当増資後の発行済株式総数	28,392,830 株	(注)

(注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の割当株式数の全株式に対し SMB C日興証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の株式数です。

3. 今回の自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	1,358,921 株	(平成 25 年 10 月 31 日現在)
一般募集による処分株式数	1,358,000 株	
処分後の自己株式数	921 株	

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本第三者割当増資による手取概算額合計上限 3,665,498,000 円については、750,000,000 円を平成 26 年 3 月末までに取引先金融機関からの借入金 (インドネシアの合弁会社であるエイチワン・コウギ・プリマ・オートテクノロジー・インドネシアへの投融資を平成 25 年 10 月に実施した際の借入金) の返済に充当し、1,500,000,000 円を平成 27 年 9 月末までにインドにおける当社子会社への投融資資金に充当し、残額が生じた場合は平成 26 年 3 月末までに取引先金融機関からの借入金の返済に充当する予定であります。

残額が生じた場合に充当する予定の借入金の資金使途には、メキシコの合弁会社であるジーワン・オート・パーツ・デ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイの設立及び設備投資の為の出資として既に支払い済みの資金 (平成 24 年 3 月に 826 百万円、平成 24 年 11 月に 398 百万円の合計 1,224 百万円) が含まれております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分 (作成された場合) をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

主力得意先の本田技研工業株式会社は、今後も世界における販売台数の拡大を目標に掲げており、今後当社においても海外を中心に新規事業案件又は設備投資案件の検討機会が増加することが想定されます。また、当社で実行している 2020 年ビジョンにおいて、主力得意先への追従のみならず他販拡大による成長を志向しており、今回の資金調達を通じて、将来の更なる成長に向けた投資余力の拡大を企図しております。

なお、平成 25 年 11 月 25 日現在（ただし、投資予定金額の既支払額については平成 25 年 9 月 30 日現在）の設備計画の内容については、以下のとおりであります。

① 提出会社

事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手 年月	完了 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
亀山製作所	三重県 亀山市	日本	生産関連設備	3,350	1,796	自己資金及び 借入金	平成 25 年 2 月	平成 27 年 1 月	(注) 2
前橋製作所	群馬県 前橋市	日本	生産関連設備	3,561	2,162	自己資金及び 借入金	平成 25 年 3 月	平成 27 年 1 月	(注) 2
郡山製作所	福島県 郡山市	日本	生産関連設備	3,463	2,233	自己資金及び 借入金	平成 24 年 9 月	平成 27 年 3 月	(注) 2

(注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 新規受注対応、能力拡大及び合理化等のための設備投資計画であるため、完成後の能力増加が若干見込まれます。

② 在外子会社

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手 年月	完了 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
ケー・ティ・エイチ・パー ツインダストリーズ・イン コーポレーテッド	アメリカ オハイオ州	欧州・北米	生産関連設備	2,664	1,858	自己資金及び 借入金	平成 24 年 9 月	平成 27 年 9 月	(注) 2
カライダ・マニユファク チャリング・インコーポ レーテッド	アメリカ オハイオ州	欧州・北米	生産関連設備	3,757	1,636	自己資金及び 借入金	平成 25 年 3 月	平成 28 年 3 月	(注) 2
ケー・ティ・エイチ・リー ズバーグ・プロダクツ・リ ミテッド・ライアビリ ティ・カンパニー	アメリカ アラバマ州	欧州・北米	生産関連設備	2,316	1,902	自己資金及び 借入金	平成 24 年 5 月	平成 27 年 9 月	(注) 2
ケー・ティ・エイチ・シェ ルバーン・マニユファク チャリング・インコーポ レーテッド	カナダ オンタリオ州	欧州・北米	生産関連設備	885	171	自己資金及び 借入金	平成 25 年 3 月	平成 27 年 9 月	(注) 2
広州愛機汽車 配件有限公司	中国 広東省	中国	生産関連設備	4,818	2,093	自己資金及び 借入金	平成 24 年 8 月	平成 27 年 5 月	(注) 2

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

会社名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手 年月	完了 年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
清遠愛機汽車 配件有限公司	中国 広東省	中国	生産関連設備	173	15	自己資金及び 借入金	平成24年 12月	平成27年 3月	(注)2
武漢愛機汽車 配件有限公司	中国 湖北省	中国	生産関連設備	5,276	263	自己資金及び 借入金	平成24年 10月	平成27年 7月	(注)2
エイチワン・パーツ(タイ ランド)カンパニー・リミ テッド	タイ アユタヤ県	アジア・大洋州	生産関連設備	5,168	2,461	自己資金及び 借入金	平成24年 12月	平成27年 6月	(注)2
エイチワン・パーツ・シラ チャ・カンパニー・リミ テッド	タイ チョンブリ県	アジア・大洋州	生産関連設備	1,446	406	自己資金及び 借入金	平成25年 3月	平成27年 6月	(注)2
エイチワン・インドア・ プライベート・リミテッド	インド ウッタラプラ ディッシュ州	アジア・大洋州	生産関連設備	2,872	120	自己資金及び 借入金 (注)3	平成25年 3月	平成27年 9月	(注)2

(注) 1 金額には消費税等は含まれておりません。

2 新規受注対応、能力拡大及び合理化等のための設備の投資計画であるため、完成後の能力増加が若干見込まれます。

3 当社が今回の増資資金及び自己株式の処分資金により投融資を行います。

(2) 前回調達資金の用途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

上記(1)に記載の用途に充当することにより、当社グループにおける収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要な政策の一つとして位置付けており、経営成績等を勘案して、安定的な配当を実施してまいりました。今後も自己資本利益率(ROE)の向上に努めるとともに、今後の事業展開及び設備投資等を勘案したうえで、株主の皆様にも長期に亘り安定的に業績に応じた成果の配分を実施することを基本方針としてまいります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保資金につきましては、海外事業展開や新規開発車種に対する設備投資に充当し、将来にわたる企業価値向上と株主利益確保のための事業展開に役立ててまいります。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
1株当たり連結当期純利益	177.96円	22.74円	206.77円
1株当たり年間配当金 (内1株当たり中間配当金)	15.00円 (7.50円)	15.00円 (7.50円)	20.00円 (10.00円)
実績連結配当性向	8.4%	66.0%	9.7%
自己資本連結当期純利益率	13.2%	1.6%	12.9%
連結純資産配当率	1.1%	1.1%	1.3%

- (注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当金を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。
2. 自己資本連結当期純利益率は、連結当期純利益を、自己資本（連結純資産額合計から少数株主持分を控除した額で期首と期末の平均）で除した数値です。
3. 連結純資産配当率は、1株当たりの年間配当金を1株当たり連結純資産（期首と期末の平均）で除した数値です。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
始 値	976円	698円	940円	1,003円
高 値	1,040円	975円	1,098円	1,356円
安 値	515円	341円	555円	835円
終 値	683円	924円	1,003円	1,042円
株価収益率	3.84倍	40.63倍	4.85倍	一倍

- (注) 1. 平成26年3月期の株価等については、平成25年11月22日（金）現在で記載しております。
2. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値です。なお、平成26年3月期については未確定のため記載しておりません。

③ 過去5年間に行われた第三者割当増資における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関し、当社株主である本田技研工業株式会社は、SMB C日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、発行価格等決定日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）を売却等しない旨を約束しております。

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

また、当社は主幹事会社に対して、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（本第三者割当増資に係る新株式発行及び株式分割等に関わる発行若しくは交付を除く。）を行わない旨を合意しております。

なお、上記の場合において、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はそのロックアップ期間を短縮する権限を有しております。

以 上

ご注意：この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式の売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。